

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

		資料番号	42	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	土壌汚染対策法	根拠条項	第39条	不利益処分の種類	指定調査機関の指定の基準のための適合命令
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） （適合命令） 第三十九条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 （指定の基準） 第三十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 三 前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号） （指定調査機関の指定の基準） 第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であって経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。 一 債務超過となっていないこと。 二 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。 2 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であって技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。 3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。 一 一般社団法人 社員 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持分会社 社員 三 会社法第二条第一号の株式会社 株主 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの 4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。 二 土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。					

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。